

私的録音録画補償金制度の 対象機器・媒体の追加検討について

2021年 4月26日

一般社団法人 電子情報技術産業協会

著作権専門委員会

本日のご説明内容

■はじめに

■これまでの経緯とJEITAの考え方

■事前共有資料2点について

1. 4府省庁による実態調査
2. 「実態」の分析検討が必要な理由
3. 実態調査データの詳細分析
4. 実態調査データの追加分析
5. 著作権保護技術の適用実態の検討
6. 対象機器・媒体の追加検討について

はじめに

- 本日は、私的録音録画補償金制度の見直し、すなわち対象機器・媒体の追加検討に関する実態調査について、当団体の分析結果などを説明させていただく機会をいただきまことにありがとうございます。
- 当団体は、現行制度での機器追加には、正当な理由がない限り反対であるという立場です。詳細は追って説明申し上げますが、冒頭、当団体および補償金制度における当団体の役割を簡単に紹介させていただきます。
- 過去より消費者団体様とは、共同で反対意見書を提出させていただくなど連携して対応してまいりました。今後も同様の連携をさせていただければ幸いです。

JEITAについて

JEITA（一般社団法人 電子技術産業協会）

<ミッション>

Society 5.0※に向けた社会課題を解決するために、あらゆる産業を繋げ、IT/エレクトロニクス産業を中核にした、ステークホルダーを結節するプラットフォームを実現する

<沿革>

1948年/1958年 前身団体設立

2000年両団体統合によりJEITA発足

<会員企業>

383社/団体（2020年6月現在）

<私的録音録画補償金制度への関わり>

1992年の制度導入当初から、消費者団体とともに文化審議会等での議論に参加。

関係省庁・機関で開催される著作権関連の委員会等への提言を担っている、

「著作権専門委員会」を中心に対応してきた。

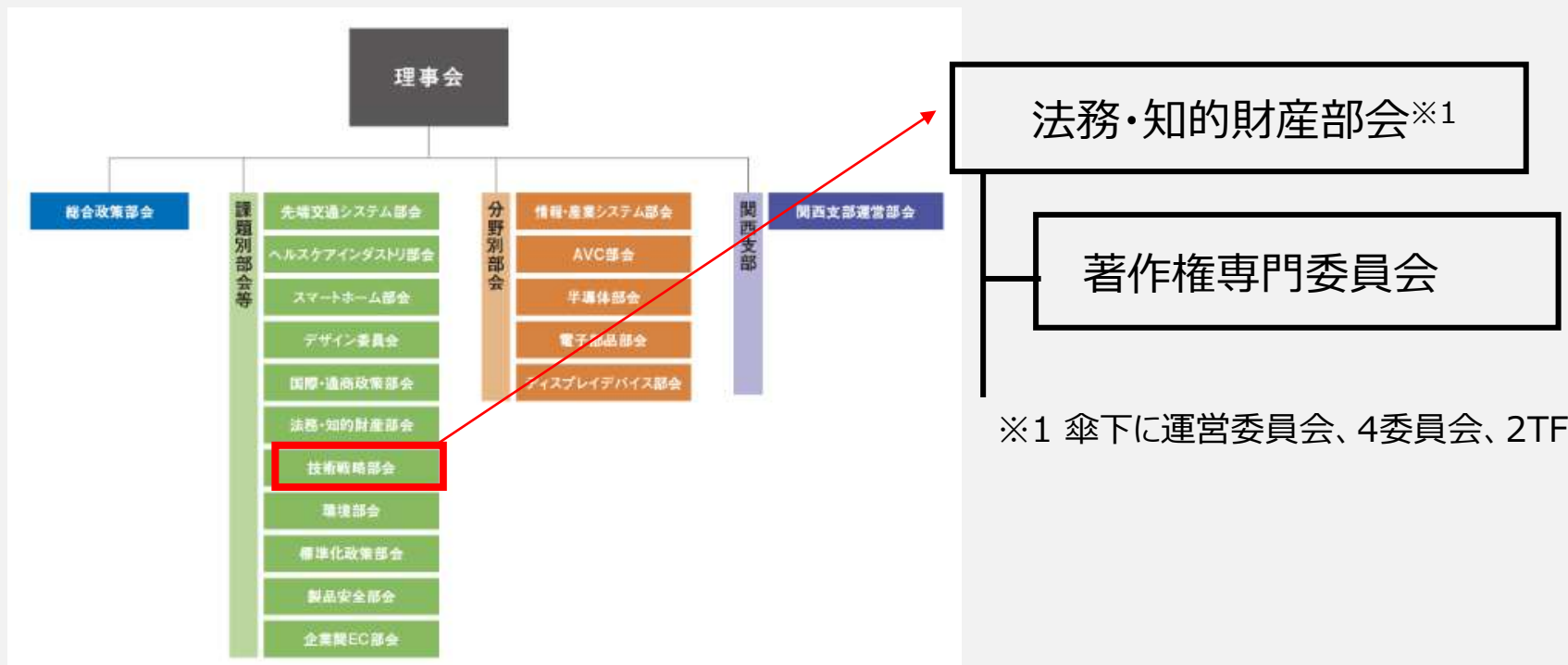


https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

(補足) 著作権専門委員会

- 著作権専門委員会は法務・知的財産部会の一委員会として、国内外の著作権法関連法規、判例、実務の動向をふまえ、文化庁、経済産業省、知的財産戦略本部などの関係省庁・機関で開催される著作権関連の委員会等への提言および判例研究等を行う。
- 最近では、「知的財産推進計画2021」の策定に向けた意見を発出

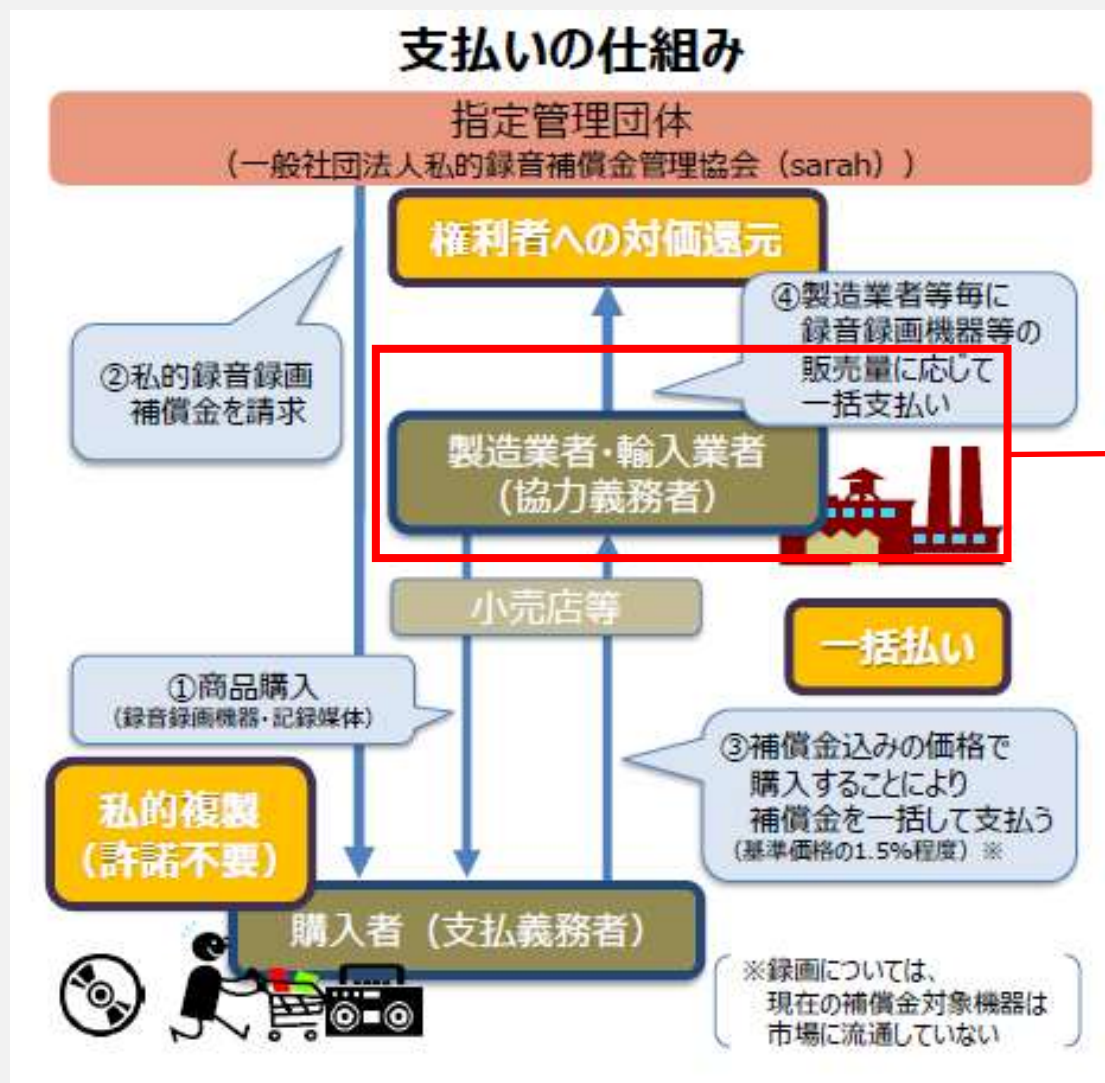
https://home.jeita.or.jp/press_file/20210301152459_EfJzTtSwvM.pdf



※1 傘下に運営委員会、4委員会、2TF

<https://www.jeita.or.jp/japanese/about/secret/index.html>

現行制度におけるJEITAの位置づけ



JEITAは
協力義務者

これまでの経緯とJEITAの考え方

2006～2008 文化審議会 著作権分科会 私的録音録画小委員会

補償金制度の見直し議論も結論出ず。一方で、2008年7月ダビング10正式運用開始

2009年11月、私的録画補償金管理団体が東芝を提訴

→ 2012年11月最高裁上告不受理決定により、勝訴が確定

2015～2019/2 文化審 保護利用小委員会



対象追加が示唆されるも、JEITAは消費者団体の委員らとともに強く反対、結論を得るに至らず

2019/2～4 自民党 知財戦略調査会 補償金WG

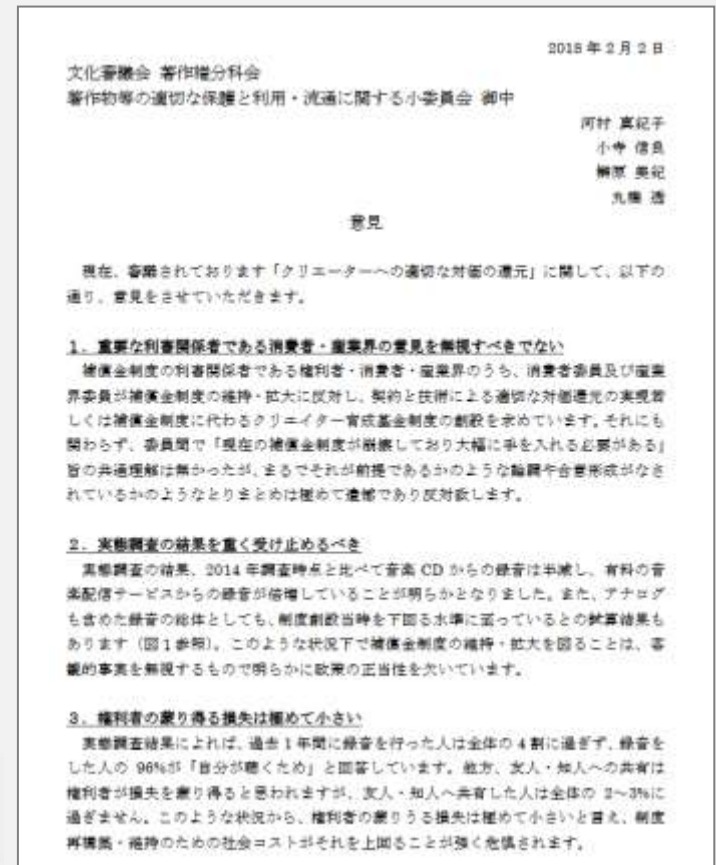


関係者ヒアリング（全4回、JEITAは第3回）を踏まえて検討されるも、結論は出ず

2019/5～ 4府省庁間協議

消費者実態調査の結果を踏まえ、**機器追加の「候補」がHDD内蔵BDレコーダー**となる

正当な理由なき対象機器追加には、一貫して反対



録画①私的録画と補償金の必要性

2019年3月自民党向け
ヒアリング資料より抜粋
注記番号のみ修正

➤ 1975年 家庭用アナログビデオ機の登場



私的複製
の範囲で
自由



技術進歩

➤ 1999年 アナログ⇒デジタル変換録画する機器の登場



不当な
不利益



権利者に生じ得る「不当な不利益」を補償するため
1999年に録画補償金制度スタート

安心

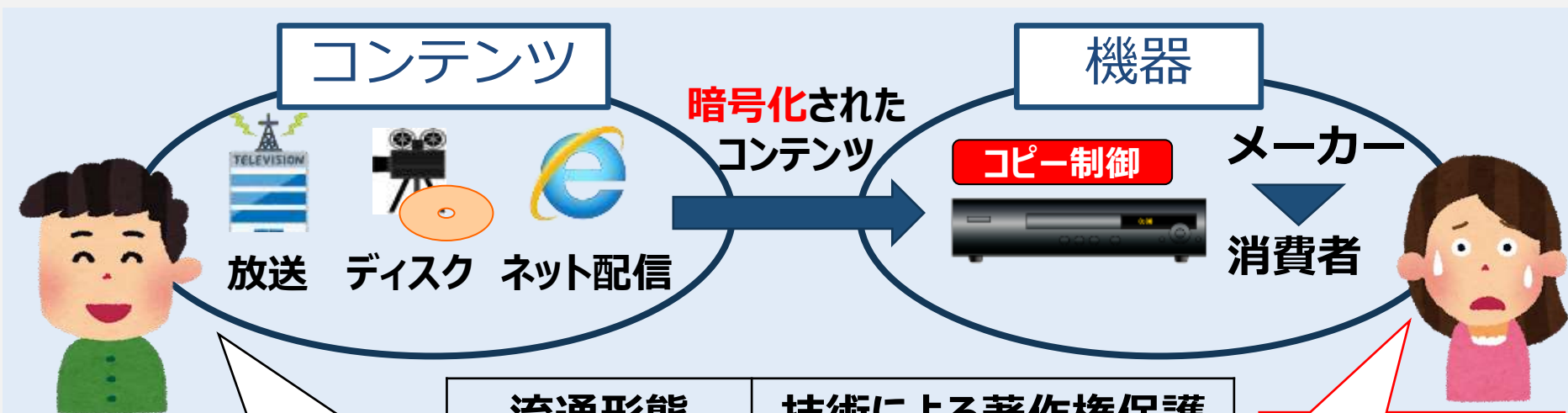


録画②技術による「著作権保護」

2019年3月自民党向け
ヒアリング資料より抜粋
注記番号のみ修正

協働により
実現

- ① **権利者は、**どのようにコピー制御をしたいか決定（例：暗号化）
- ② **機器メーカーは、権利者と共に、**コピー制御技術を開発、実証
- ③ 権利者は、コピー制御技術を組み込んだコンテンツを販売
- ④ 機器メーカーは、コピー制御できる機器を開発し販売



コピー制御された
多様な選択肢から、自由に流通
ルート決定できる

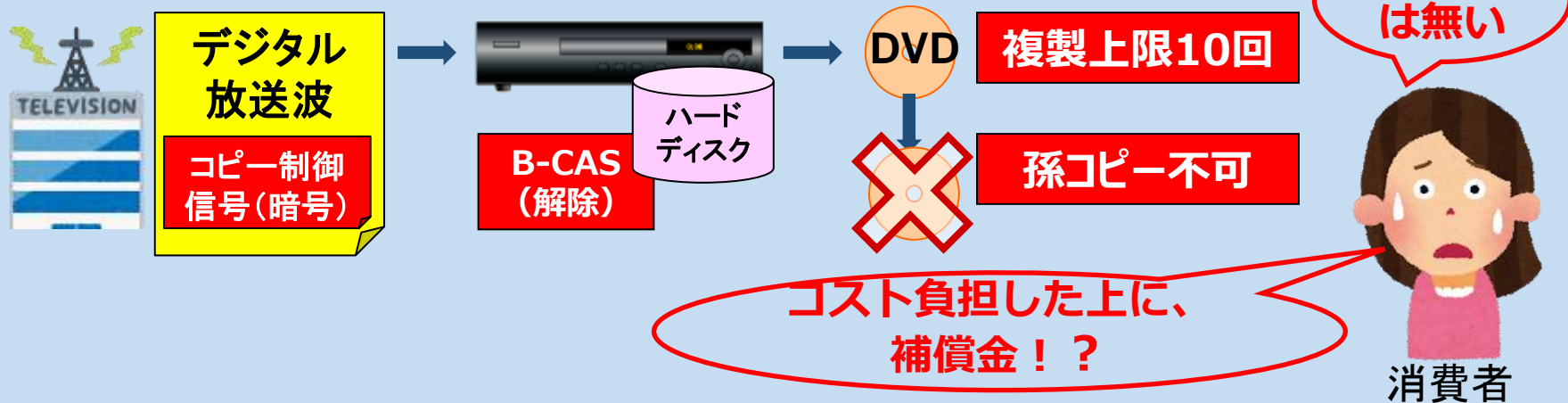
流通形態	技術による著作権保護
パッケージメディア	コピーネバー（不可）
コンテンツ配信	コピーネバー
有料放送※1	コピーネバー、コピーワンス等
無料放送	ダビング10

技術開発
コスト等は
製品代金で
負担

録画③更に補償金を課す正当な理由は？

2019年3月自民党向け
ヒアリング資料より抜粋
注記番号のみ修正

➤ 2008年 ダビング10（最大10回複製可能）の運用開始



- ✓ 多数関係者による協議を経て、総務省がダビング10運用を決定
- ✓ 権利者は、範囲内での複製を前提に、コンテンツを供給
- ✓ 消費者は、技術開発コスト等を製品代金として負担

消費者
の声

二重負担は受け入れられないとする文化審議会での御発言^{※2}
「既にDRMで不利益・不便さは全国民が被っております。…市民の持つ権利の侵害という面からも見ていただかないと、非常に偏ったものに」

利用実
態調査
※3

自分または家族のため（家庭内）の録画が98%
「後で見るため（タイムシフト）」の録画目的が89%と最多

録画④補償金に関する司法判断

2019年3月自民党向け
ヒアリング資料より抜粋
注記番号のみ修正

概要

「デジタル放送専用レコーダー」について、2点が争われ**東芝勝訴**

- ① 政令で定める補償金制度の対象に該当するか（非該当）
- ② 東芝が補償金支払の協力義務を負うか（判断されず）

（2011年12月22日知財高裁判決、2012年11月8日最高裁上告不受理決定）

判決のポイント

※4

- **特定機器の対象とするには関係者間の合意が必要**
（判決文40頁16～26行目）
- **録画源に著作権保護技術が伴っているか否かは、補償金の対象とするか否かにおいて大きな要素**
（判決文42頁19～43頁9行目）
- **「デジタル放送専用レコーダー」は政令で定める特定機器には該当しない**
（判決文43頁19～22行目）

注記（補足説明、出典等）

2019年3月自民党向け
ヒアリング資料より抜粋
注記番号のみ修正

※1 放送運用規定上、有料放送のうち、ペーパービューはコピーネバーを運用可、月極め等有料放送はコピーワンスを運用可(コピーネバーは運用不可)となっている。（文化審議会著作権分科会平成29年3月13日 資料4 p.7-8）

※2 文化審議会 著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会（第3回）平成30年9月4日 主婦連合会 河村委員の御発言
「既にテレビ放送にはDRMがかかっているとその不利益・不便さは全国民が被っております。その辺をきちんと公平に見た上でやらないと、これは純粋に著作権法の観点から見ただけではなくて、市民の持つ権利の侵害という面からも見ていただかないと、非常に偏ったものになります。繰り返しますが、何回か前に言いました。複雑な仕組みをかけない、つまりDRMをかけ、スクランブルをし、限定受信機能を付け足すなど、そういうことが一切ないきれいな情報インフラとしての無料放送が実現されたあかつきには、透明性の高い、補償金制度に類するような対価の還元制度があってもいいと考えております。」

※3 みずほ情報総研株式会社「平成30年度私的録画に関する実態調査」

※4 添付資料参照

添付資料：判示内容の抜粋

2019年3月自民党向け
ヒアリング資料より抜粋
注記番号のみ修正

知的財産高等裁判所第2部 平成23年（ネ）第10008号

➤「デジタル放送専用レコーダー」は政令で定める特定機器には該当しない

「デジタル放送からのデジタル録画においては、画質がほとんど劣化しないままに鮮明な画像を録画できるという意味では複製権侵害の程度が高いのかもしれないが、著作権保護技術により再複製を始めとする世代にわたる複製は一般視聴者にとって不可能となっている…点では複製権侵害の程度は低い。これに対し、アナログ放送からのデジタル録画が自由に再複製できるのである…複製権侵害の可能性の程度は深刻であり、この点で、デジタル放送録画との間には複製権侵害の態様において質的な差があるということが出来る。」(40頁)

➤特定機器の対象とするには**関係者間の合意が必要**

「今後、関係者の意見の相違が顕在化する場合には、その取扱いについて検討し、政令の見直しを含む必要な措置を適切に講ずる…。」「少なくともアナログチューナーを搭載していないブルーレイディスク録画機器が補償金の対象となるかの大方の合意は、関係者間で調べていなかったことが明らかである。」(41頁)

➤録画源（＝テレビ放送）に**著作権保護技術が伴っているか否かは、補償金の対象とするかどうかの大きな要素**

「まず、私的複製が容易となっていたことが、録画補償金制度が法定される大きな要因であったことからすると、著作権保護技術の有無・程度が録画補償金の適用範囲を画するに際して政策上大きな背景要素となることは否定することができない。…録画源に著作権保護技術が伴っているか否かは、私的録画補償金の対象とするか否かにおいて大きな要素となっていることは否めない」(42～3頁)

【結語】以上の通りであって、チューナーとしてデジタルチューナーのみを搭載する録画機器にあつては、録画される対象が「アナログデジタル変換が行われた映像」であるとの施行令1条2項3号の要件を充足しないから、同号所定の特定機器に該当するものと認めることはできない。(43頁)

事前共有資料2点について

- 1. 4府省庁による実態調査**
- 2. 「実態」の分析検討が必要な理由**
- 3. 実態調査データの詳細分析**
- 4. 実態調査データの追加分析**
- 5. 著作権保護技術の適用実態の検討**
- 6. 対象機器・媒体の追加検討について**

4府省庁による実態調査 (JEITAによる概要まとめ)

【対象機器追加のために必要な評価】

- 私的録音録画補償金制度の対象機器に追加するには、**当該機器等によって総体として「著作者の正当な利益を不当に害する」**ような利用が行われているか否か、を評価する必要がある

【「不当に害する」利用の考え方】

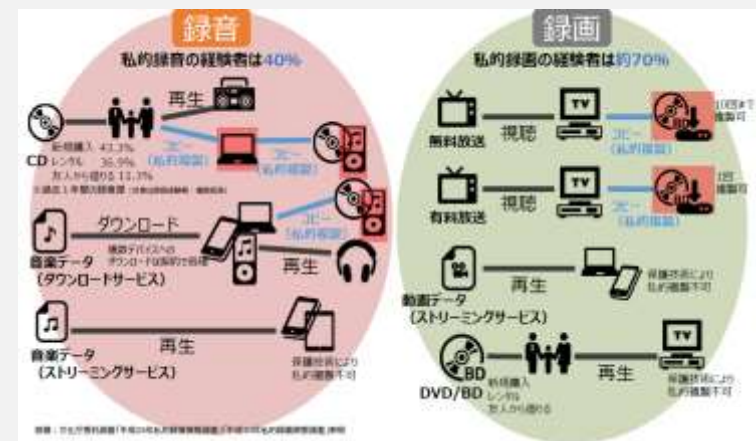
- デジタル方式による私的録音録画のうち、**契約により対価還元されているもの以外の音楽・動画等を、高品質かつ大量に保存**すること

【対象機器追加の具体的要件】

- 当該機器の過去1年間の保存データ容量に占める、対価還元されていない音楽または動画データの割合が5割以上**であること

【実態調査の結果】

- 上記要件を満たすのは、「HDD内蔵型BDレコーダー」のみ**
➡ 追加指定の**対象機器の候補**とする

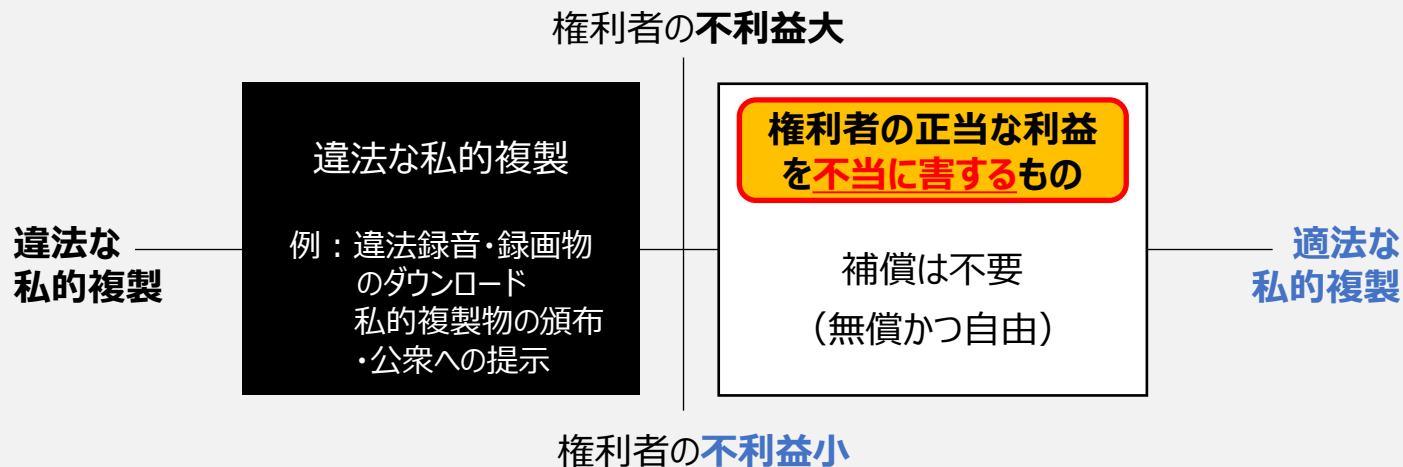


文化審 基本政策小委(第1回 2020/8/4) 資料6より

「実態」の分析検討が必要な理由

【補償金制度の射程】

- 適法な私的複製のうち、「著作権者の正当な利益を不当に害する」場合の補償措置



【「不当に害する」利用の考え方】

- 過去の文化審報告書、国会答弁、知財高裁の判示内容を踏まえると、「高品質かつ大量」に保存(複製)していれば、直ちに「不当に害する」と判断すべきでなく、少なくとも以下3つの要素を考慮することが必要

- ① どのような目的・理由で複製が行われるのか (利用目的・理由)
- ② どのような態様で複製が行われるのか (利用態様)
- ③ 著作権保護技術がどのように適用されているか (保護技術の適用実態)

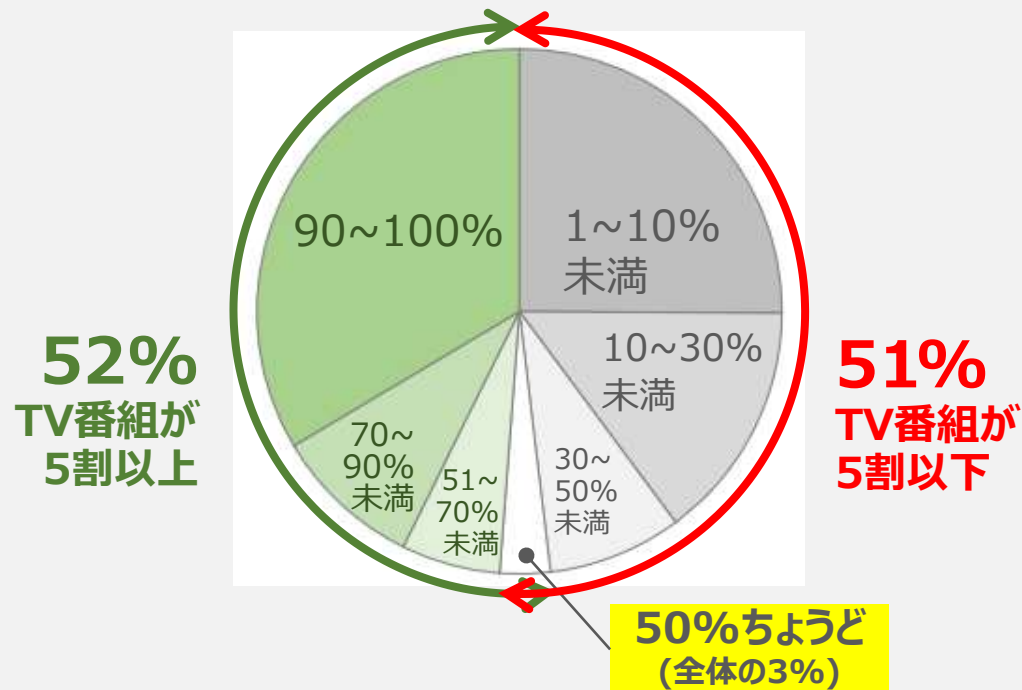


実態調査データの詳細分析 (JEITAによる) ①

【過去1年間の保存データ容量に占めるテレビ番組の割合】

- 実態調査結果の52%は、二次調査対象者(n=2,000)の全回答を平均した値
 - ➔ 各者の回答の具体的数値を調査・分析
 - ➔ テレビ番組が保存データの5割以上の者の割合 ÷ 5割以下の者の割合
 - ➔ 「テレビ番組が保存データの5割以上」という基準をぎりぎり満たしている状態

図1. テレビ番組の保存割合

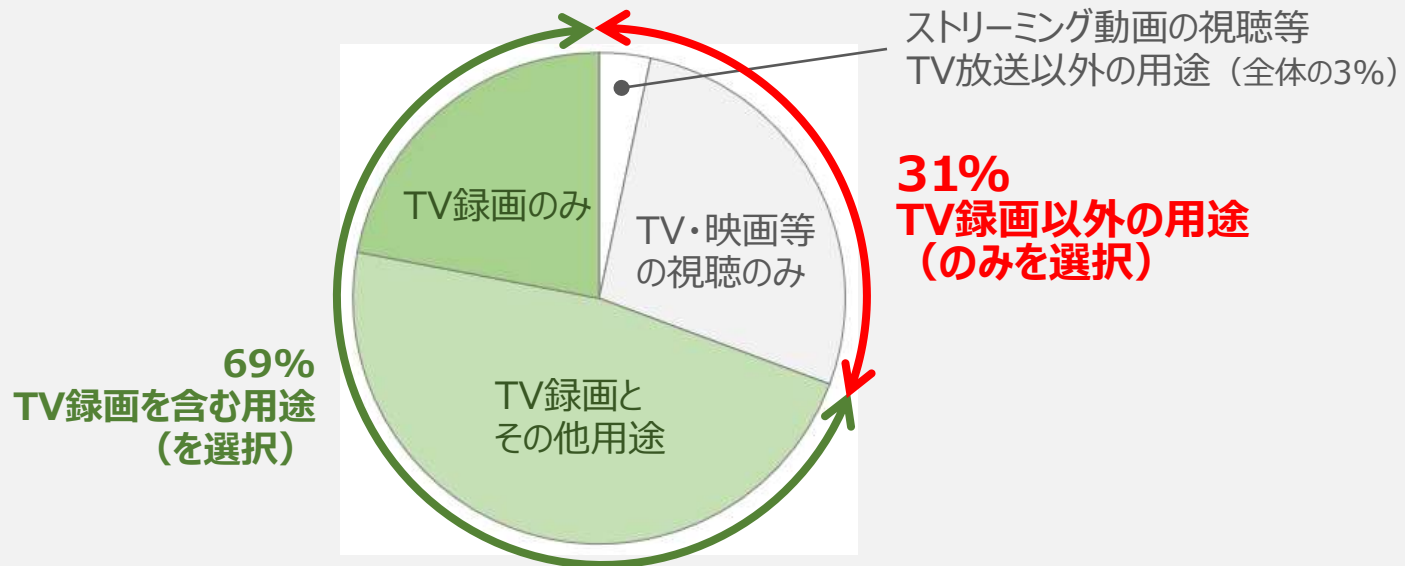


実態調査データの詳細分析 (JEITAによる) ②

【機器の日常的な用途】

- 実態調査では、テレビ録画を選択した者が約7割
 - ➔ テレビ録画以外の用途“のみ”を選択した者が31%
 - ➔ ストリーミング動画の視聴等、テレビ放送以外の用途“のみ”を選択した者が3%

図2. 機器の日常的な用途



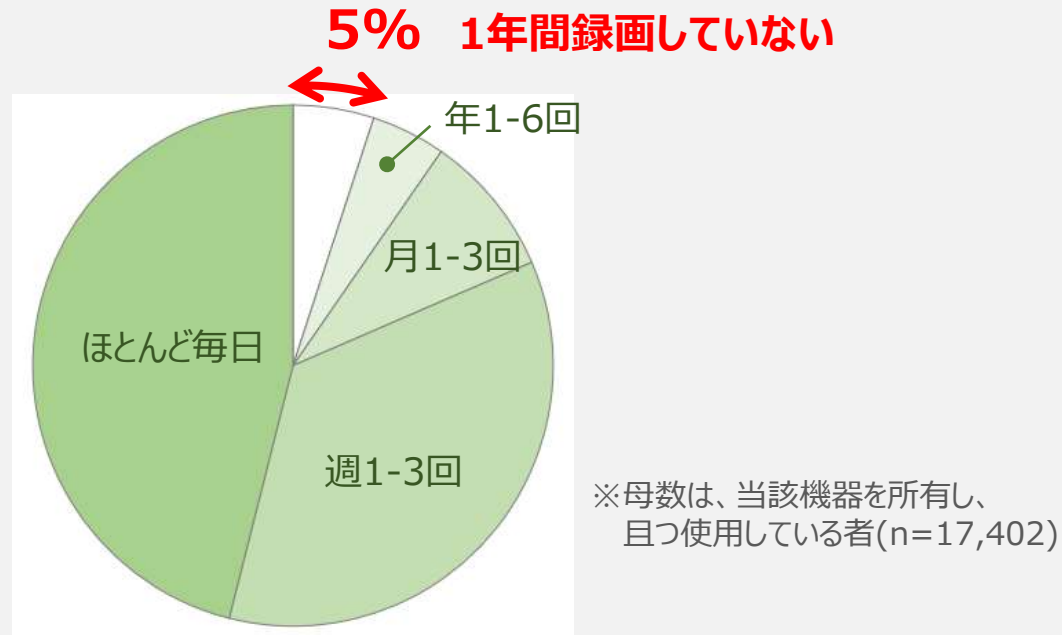
- 近時、動画配信サービス利用者数が急拡大
 - ➔ 今後、テレビ録画以外の用途に使用する者も増加すると予想
 - ➔ 「テレビ番組が保存データの5割以上」という基準を満たさなくなる可能性十分有

実態調査データの詳細分析 (JEITAによる) ③

【過去1年間のテレビ録画の頻度】

- 当該機器を使用しながら、テレビ録画を全く行っていない者が5%

図3. 機器を用いたテレビ録画の頻度



- 当該機器を追加指定した場合**、年間10万台の購入者から、当該機器を使ってテレビ録画しないにも関わらず補償金を徴収することになる
➔ 実効的な返還請求手続の保障がない限り、**年間10万人の財産権侵害のおそれ**

実態調査データの追加分析 (JEITAによる) ①

【「テレビ録画の理由・態様」の観点：補償金制度導入時との比較】

- 今回調査では、録画理由として「タイムシフト」を挙げる者が最も多く、約8割
- **制度導入時も約8割が「タイムシフト」を理由に挙げたが、**
 当時は、録画したテレビ番組を**視聴後、削除するかどうか定か**でなく、
 「タイムシフト」目的の録画が、**「不当に害しない」かどうかについて意見が分かれた**
 ➔ **今回調査では、「タイムシフト」を選んだ者が「視聴後削除」していることが明らか**

表1. 平成3年(1991年) 第10小委報告書 調査結果※

録画理由	%
見たいものを放送時間に見ることができないため【タイムシフト】	83.5%
放送で見た後に、さらにくり返して見るため	49.1%
ビデオライブラリーを作るため	8.0%
市販の録画済みビデオカセット、ビデオディスクを買うより安くすむから	16.0%
貸ビデオ店から借りなくてよいから	12.6%
映画、コンサート、歌手の公演、劇の公演などに行くかわりに	11.7%
家族やごく少数の親密な友人・知人に頼まれて	13.7%

表2. 令和2年(2020年) 4府省庁による実態調査結果※

録画理由	%
見たい番組を放送時間に見ることができないため(録画し、 視聴後は削除)【タイムシフト】	81.9%
CMを飛ばしたり、興味あるところだけを早送りしながら見るため(録画し、 視聴後は削除)【NEW】	39.6%
放送時間に見た後に、さらに繰り返して見るため	22.4%
ビデオライブラリーをつくるため(BDやDVDに保存)	11.7%
BDやDVDを買ったり、ダウンロード購入するよりも安くすむから	7.7%
レンタルショップでBDやDVDを借りなくてよいから	7.6%
映画、コンサート、劇の公演などに行くかわりに	7.3%
親しい友人・知人に頼まれたため(BDやDVDに保存)	2.7%
その他	7.4%

※ 図表の録画理由のうち、権利者の正当な利益を「不当に害しない」理由と考えられるものに青色、「不当に害する可能性のある」理由と考えられるものにオレンジ色を付している

実態調査データの追加分析 (JEITAによる) ②

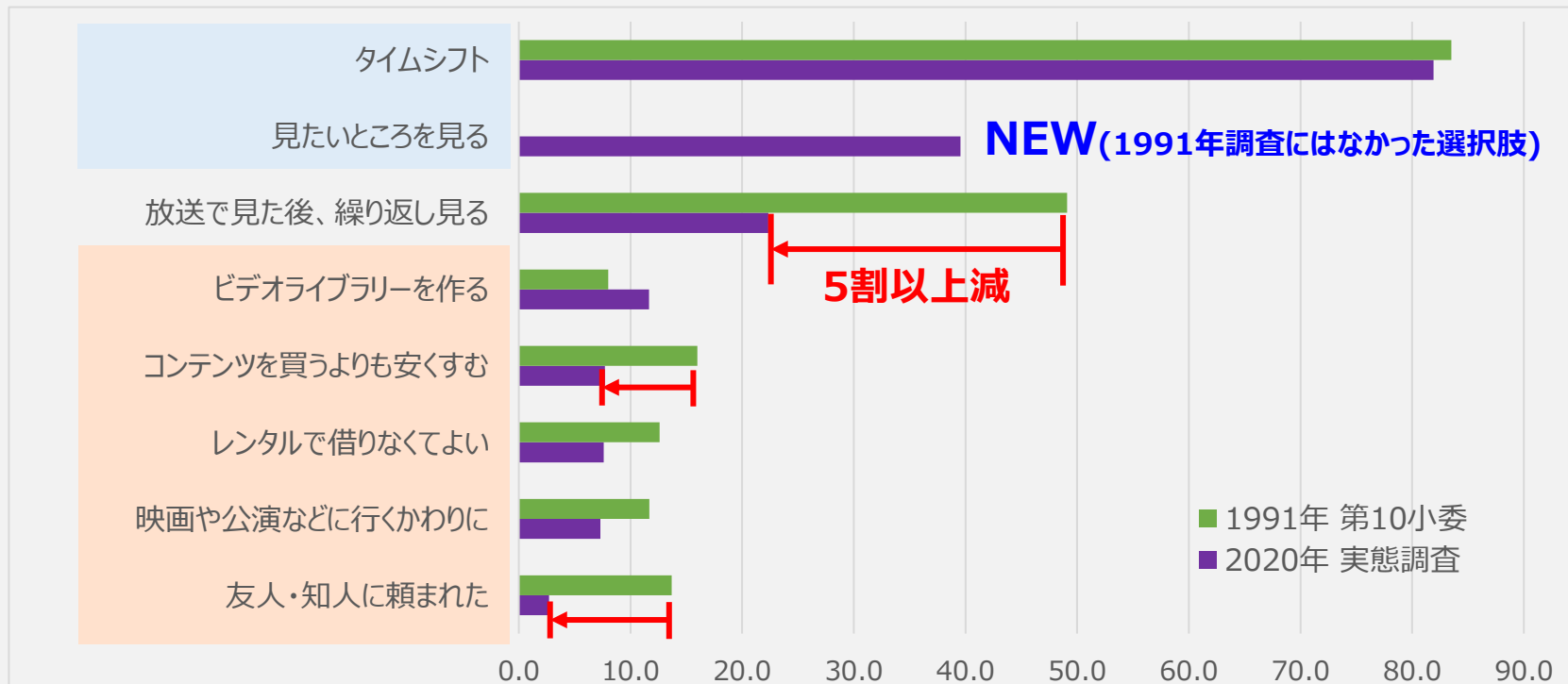
【「テレビ録画の理由・態様」の観点：補償金制度導入時との比較】

・「**不当に害する可能性のある**」理由(オレンジ色)に着目

➔「**コンテンツを買うより安くすむ**」：制度導入時16%で最多 → 今回8%で**5割減**

➔ **5つの理由の合計**(延べ割合)：62% → 37%に**4割減**

図4. 補償金制度導入時と今回のテレビ録画理由・態様の比較

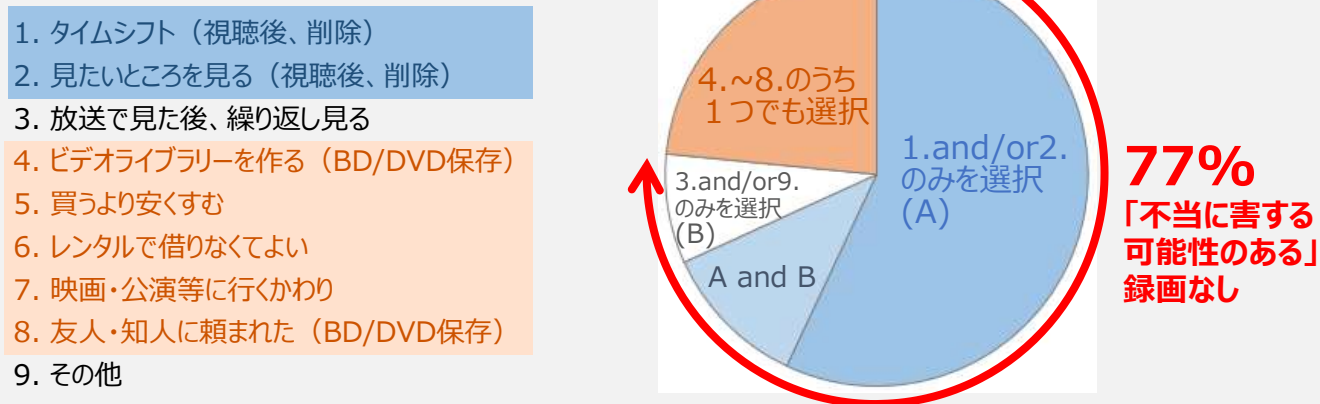


実態調査データの追加分析 (JEITAによる) ③

【「テレビ録画の理由・態様」の観点：今回の調査結果の詳細分析】

- 今回調査では、録画理由は複数選択可 → 各者の回答をクロス集計・分析
 - ➔ 「不当に害する可能性のある」理由を一つでも選択した者は約2割(23%)
 - ➔ **約8割(77%)の者は、「不当に害する可能性のある」理由で録画していない**
 - ➔ **「タイムシフト」などの目的で録画し、視聴後削除”のみ”行う者が約6割(57%)**

図5. TV録画の理由・態様



- 「HDD内蔵型BDレコーダー」を補償金の対象に追加した場合、機器使用者の約8割に及ぶ「不当に害する可能性のある」録画を行わない者からも一律に補償金を徴収
 - ➔ **「HDD内蔵型BDレコーダー」への一律課金は妥当でない**

実態調査データの追加分析 (JEITAによる) ④

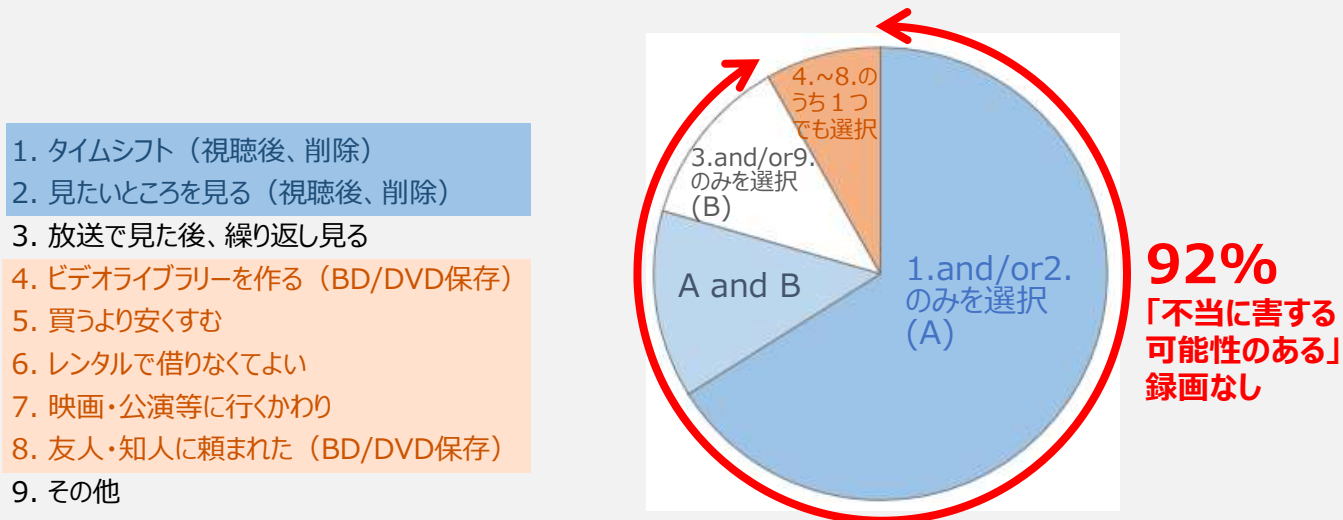
【「テレビ録画の理由・態様」の観点：今回の調査結果の詳細分析】

• 「記録メディア(媒体)」との関係についてクロス集計・分析

➡ 機器使用者の約4割が、**内蔵HDD“のみ”に録画**

➡ 当該者の**約9割(92%)は、「不当に害する可能性のある」理由で録画していない**

図6. 内蔵HDDへの録画理由・態様



• **「HDD内蔵型BDレコーダー」への一律課金は、**
上記の者からも一律に補償金を徴収することを意味し、**妥当でない**

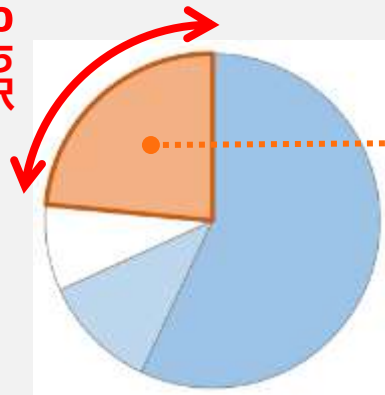
実態調査データの追加分析 (JEITAによる) ⑤

【「テレビ録画の理由・態様」の観点：今回の調査結果の詳細分析】

- 「**不当に害する可能性のある**」理由を選択した者が用いた「記録メディア」を分析
➔ 当該者の**約8割(76%)**が、**BD/DVDメディアに録画**

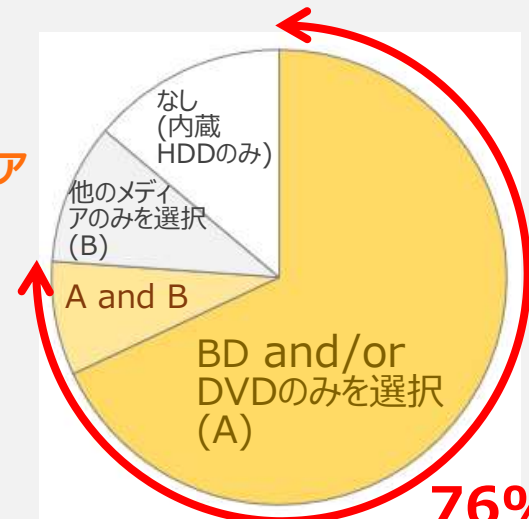
図7. TV録画の理由・態様
(前頁の図5と同じ)

23%
4.~8.のうち
1つでも選択



記録メディア
の内訳

図8. 外部の記録メディアへの録画

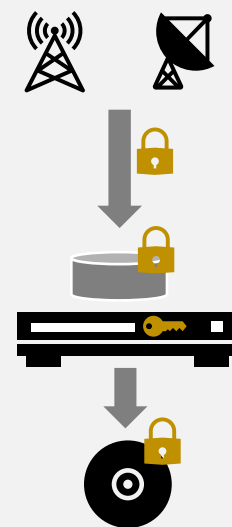


76%
BD and/or DVD
メディアに録画

- 「HDD内蔵型BDレコーダー」を用いた「不当に害する」録画の補償措置の検討
➔ **検討の対象となるべきは、当該機器を用いてBD/DVDメディアにテレビ録画を行う蓋然性の高い者から補償金を徴収することの妥当性**

著作権保護技術の適用実態の検討

- BD/DVDメディアにテレビ録画を行う蓋然性が高い者からの補償金徴収の妥当性を検討する場合、**大きな考慮要素となるのが著作権保護技術(DRM技術)との関係**
- **日本では、全てのテレビ放送に**著作権法で回避が禁止されている、権利者の意図に基づく**DRM技術が採用**されており、権利者の意図に反する複製が出来ない
 - ✓ 無料放送にDRM技術を採用している国は、世界でも稀
権利者はダビング10(最大10回に複製を制限)の範囲内で複製されることがわかった上でコンテンツを供給
 - ✓ 有料放送は、利用者との契約に基づき利用者から対価を徴収
コピーワンス(最大1回に複製を制限)を原則とした厳しい制限の下で運用
 - ✓ 放送局から送信される全てのテレビ番組を暗号化(スクランブル)
BD/DVDメディアへの録画もDRM技術を適用(コンテンツを暗号化して記録)
- **消費者はDRM技術の開発コストを録画機器等の代金として負担
仮に当該機器等に補償金が課されると、二重の負担を負うことになる**
- ➔ **「HDD内蔵BDレコーダー」を用いてBD/DVDメディアに録画を行う蓋然性の高い者から補償金を徴収するのは妥当でない**



対象機器・媒体の追加検討について

1. 対象機器・媒体の追加検討にあたって「複製の量」のみを考慮要素とすれば足りるとの解釈・立場は、制度導入時の国会答弁や文化審議会の審議経過、および知財高裁の判示内容を踏まえると妥当とは考えられず、**権利者の利益を「不当に害する」利用が行われているかを、利用「実態」に基づいて丁寧に検討すべき**
2. 地上波デジタル放送開始から10年以上経過し、デジタル放送専用の録画機が**市場に既に普及している中であって、「今後新たに」特定機器として追加を検討するのであれば、合理的な理由が示されるべき**
3. 今般の実態調査結果で明らかとなった**「利用目的」の変化等を適切に評価し、広く関係者の合意が得られるような結論を導き出すべき**

「複製の量」のみを理由として、下記機器・媒体を補償金の対象に追加するという現状の整理案には賛同できない

- ・ 機器：HDD内蔵型BDレコーダー
- ・ 媒体：HDD、BDメディア、DVDメディア（上記機器で録画に用いられる媒体）